

手続き 2

公庫から直接融資（農林漁業セーフティネット資金）を受けた農業者及び林業者の場合

- ①日本政策金融公庫から公庫資金の融資を受けます。
- ②お住いの市町村へ次の書類を提出してください。
 - ・公庫資金利子助成適格認定申請書※農業者は様式第1号の1、林業者は様式第1号の2を提出してください。
 - ・公庫から融資を受けた時に受領する「契約内容のご案内」と「償還予定表」
 - ・法人などの場合は、役員名簿（様式第1号の5）も必要です。
- ③福岡県が書類の審査を行い、利子助成金を請求できるか否かの結果を、申請した方へ直接郵送でお知らせします。（利子助成適格認定）
- ④次の書類を市町村を経由して県へ毎年1月20日までに提出します。
 - ・公庫資金利子助成金交付申請書（様式第5号の1）※口座情報の記載が必要です
 - ・公庫資金利子助成交付申請明細書（様式第5号の2）

※毎年、前年の1月から12月分の利子の助成対象分について請求の手続きを行うことになります。貸付実行日から5年間分、請求できます。
- ⑤福岡県が書類を審査し、結果（交付決定日など）を郵送でお知らせします。
- ⑥福岡県が利子助成金をお支払いします。
 - ※交付決定した日の属する月の翌月末日までに入金します。

